

第 2 号議案

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例の制定について

亀岡市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年亀岡市条例第 1 7 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 9 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の 一部を改正する条例

亀岡市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年亀岡市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9, 1 0 0 円」を「9, 7 0 0 円」に改め、同号ただし書中「1 4, 2 0 0 円」を「1 4, 5 0 0 円」に改め、同条第 3 項中「又は第 3 号から第 6 号までのいずれか」を削り、「2 1 7 円」を「1 0 0 円」に、「一人につき 3 3 3 円」を「1 人につき 3 8 3 円を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 2 1 7 円」に改め、同条第 4 項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中

「

円 12,500	円 13,350	円 14,200
10,800	11,650	12,500
9,100	9,950	10,800

」

を

「

円 12,900	円 13,700	円 14,500
11,300	12,100	12,900
9,700	10,500	11,300

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市消防団員等公務災害補償条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和7年4月1日以後に支給すべき事由の生じた亀岡市消防団員等公務災害補償条例第4条に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補

償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

- 3 令和7年4月1日から施行日の前日までの間において、改正前の亀岡市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（令和7年4月1日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例の規定に基づくその他の損害補償（令和7年4月1日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく損害補償の内払とみなす。

亀岡市消防団員等公務災害補償条例の
一部を改正する条例案要綱

- 1 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額表を次のように改めること。

階 級	勤続年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団 長 及 び 副 団 長	円	円	円
	12,900 12,500	13,700 13,350	14,500 14,200
分団長及び副分団長	11,300 10,800	12,100 11,650	12,900 12,500
	9,700 9,100	10,500 9,950	11,300 10,800
部長、班長及び団員			

上段：改正後
下段：改正前

- 2 その他所要の規定整備を図ること。
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 4 この条例は、公布の日から施行すること。